

社会福祉法人大和育成園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大和育成園（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(非常勤役員等の報酬等)

第2条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人大和育成園旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給することができる。

(改廃)

第3条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第4条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する

別表第1

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	10,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	10,000円

(3) 監事

	日 額
監査等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	10,000円